

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 5

処 分 名	使用料の減免	
処 分 の 概 要	申請に基づいて減免を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市青少年センター条例(平成16年条例第6号)	
条 項	第11条	
所 管 課	教育支援センター事務所	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	7日	
標 準 処 理 期 間	計	7日
判 断 基 準	<p>松山市青少年センター条例施行規則第11条第2項に該当する場合であることを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】 松山市青少年センター条例</p> <p>(使用料の減免) 第11条 教育委員会は、公益その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>松山市青少年センター条例施行規則</p> <p>(使用料の減免) 第11条 条例第11条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、書面により教育長に申請しなければならない。ただし、教育長が適当と認めるときは、別に定める手続によることができる。</p> <p>2 使用料を減免する場合及びその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 近隣の自治会・町内会等が地域行事その他公益的な事業のために利用する場合 全額 (2) 市が市民を対象とした会議等の開催のために利用する場合 全額 (3) 前2号に掲げるもののほか、公益その他特別の理由があると教育長が認めた場合 その都度教育長が定める額</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。